

阿智村・清内路村任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿智村・清内路村任意合併協議会規約第13条の規定に基づき、阿智村・清内路村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、阿智村・清内路村（以下「2村」という。）の負担金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに2村の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長の属する村の統括参事が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預金する等、安全、確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務職員に協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告し、その承認を受けなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算書の写しを2村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の出納員は、次の各号の定める冊簿を備え、出納管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な冊簿

(報酬・費用弁償)

第10条 協議会委員、幹事会幹事、新しい村づくり会議委員等が会議に出席したとき又は職務のために出張したときの、報酬・費用弁償については別途会長が定める。

(協議会解散の措置)

第11条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年2月13日から施行する。

2 協議会の設置後最初の会計年度は、第2条第2項中の規定にかかわらず平成20年2月13日から平成20年3月31日までとする。

別表1 (第4条関係) 歳入

款	項
1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入

別表2 (第4条関係) 歳出

款	項
1 運営費	1 運営費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費